

令和 7 年 第 10 回

印西市農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 15 日 (水)

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第10号

令和7年第10回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年10月3日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

1 期 日 令和7年10月15日（水）

2 時 間 午後2時

3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

令和7年第10回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月15日（水）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会长 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

日程第 6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

日程第 7 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

日程第 8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分について

日程第 9 報告第2号 農地等使用貸借権解約通知について

日程第10 報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第11 第1小委員会委員長からの報告について

出席委員（26名）

農業委員

1番	大 久 保	優	2番	石 井	光 一
3番	小 川 憲	通	4番	五 十 嵐	義 弘
5番	米 井 紗	恵	6番	武 藤	悟
7番	岩 井 猛	和	8番	山 崎	幸 雄
9番	森 田 文	雄	10番	伊 藤	英
11番	篠 田 道	雄			

農地利用最適化推進委員

第1担当区域 石 橋 孝 雄 第1担当区域 小 川 幹 雄

第2担当区域	齋	藤	信	一	第2担当区域	湯	浅	静	夫
第3担当区域	宮	嶋		茂	第3担当区域	渡	邊	勝	久
第4担当区域	芝	倉	和	夫	第4担当区域	宮	内	弘	行
第5担当区域	笠	井	重	幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第5担当区域	中	村	夏	子	第6担当区域	河	村	錦	一
第6担当区域	塩	澤	幸	雄	第7担当区域	押	田	正	光
第7担当区域	富	岡	義	一					

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係	長	颯	佐	学
係	長	内	藤	勝	弘				

◎開　　会

(午後 2 時 00 分)

議　　長 それでは、これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は15名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第10回農業委員会総会を開催いたします。

傍聴人は、なしでございます。

議　　長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議　　長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、10番、伊藤委員、1番、大久保委員を指名します。

◎会務の報告

議　　長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和7年第9回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目をお願いいたします。

9月12日金曜日、令和7年第9回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか10名の農業委員及び14名の推進委員、事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席しております。

次に、9月16日火曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第4条及び第5条に係る権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

次に、9月19日金曜日、令和7年度農業者年金加入推進部長等研修会がポートプラザ千葉で開催され、事務局長が出席しております。

次に、9月25日木曜日、相続税納税猶予に係る現地確認を高西新田地先で実施し、渡邊推進委員、内藤係長、小倉主査が出席しております。

次に、10月2日木曜日、法務局照会に係る現地確認を草深地先3か所で実施し、齋藤推進委員、湯浅推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページから3ページをお願いいたします。法務局に対し、10月6日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、10月3日金曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第1小委員会、森田委員長ほか5名の農業委員及び事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請4件、第5条申請7件、第5条計画変更申請1件、第5条許可取消願3件、工事完了報告4件、転用事実確認証明願2件でございます。

次に、10月7日火曜日、法務局照会に係る現地確認を岩戸地先で実施し、武藤農業委員、芝倉推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙、回答書の4ページを御覧ください。法務局に対し、10月9日付で非農地と確認した旨、回答しております。

会務の報告については以上でございます。

議長 これで日程第2の会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事務局 以上4件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第1号1番、2番について、9番、森田委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いいたします。

(森田委員 退席)

議長 再開します。

議案第1号1番、2番については関連があるので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第1号1番、2番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

全て農地の所有権移転の申請です。両議案とも申請地は全て隣接しております。

申請理由は農業経営の規模拡大のため、契約内容は売買、金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は農家要件を満たしております。

8ページを御覧ください。営農計画書です。土地選定理由は、申請地が家から近く耕作に便利なため。

年間作付計画は、4月から9月、水稻です。従事日数は150日となっています。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対して聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番、2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号1番、2番は、許可とすることに決定しました。

ここで森田委員の退席を解きます。どうぞお入りください。

(森田委員 着席)

議 長 次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第1号3番について事前審査報告を行います。

農地の所有権移転の申請です。

申請理由は農地の利便性ということです。契約内容は売買、金額については記載のとおりです。

譲受人は農家要件を満たしています。

13ページを御覧ください。営農計画書、申請土地選定理由、自己所有の畠は不整形地で耕作地としてはあまりよい土地ではありません。今回の申請農地は、隣接地に位置することから、農作地として活用がよくなるよう隣接土地所有者の譲渡の申出がありました。申請農地の所有者は、以前印西市内に住まいがありましたが、相続された方は市外で自営業を営んでおり、農業に従事しておりませんということです。

年間作付計画、3月から5月、9月から11月にホウレンソウ、コマツナ、農作業従事延べ日数、約180日です。

写真により申請地を確認し、聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

議 長 举手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第1号4番について事前審査報告を行います。

総会資料の15ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は農業経営規模の拡大です。契約内容は売買で、売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数など農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地選定理由は家や自作地から近いため。

年間作付計画は、作付時期、3月から12月、作目はキャベツ、白菜、大根、ホウレンソウ、ネギなど、農作業従事日数は約150日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、举手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号4番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号4番は、許可とすることに決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事務局 以上7件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

森田委員 9番、森田です。議案第2号1番について、事前審査報告を行います。

21ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権の移転の申請です。

本計画地は第2種農地です。

転用計画につきましては、専用住宅の建築用地への転用です。

転用時期、着手予定、令和7年11月10日、完了予定は令和8年5月10日です。

施設の概要は、専用住宅1棟、木造平家、面積は記載のとおりです。

譲受人と譲渡人の関係は他人です。

計画施設の内容及び土地選定理由、その他は記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第6担当区域の河村委員。

河村委員 問題ありません。

議 長 続いて、塩澤委員。

塩澤委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、举手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

議 長 举手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第2号2番について事前審査報告を行います。

29ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、令和7年11月1日、完了予定、令和8年1月30日です。

施設の概要は、太陽光パネル77.88キロワット、パワーコンディショナー9台です。

36ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容は、パネル132枚、パワーコンディショナー9台で、売電単価は記載のとおりです。

土地選定理由は、日照時間が長く発電条件がいいことです。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ありません。

議 長 続いて、小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号2番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号2番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第2号3番について事前審査報告を行います。

45ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、令和7年11月1日、完了予定、令和8年1月30日です。

施設の概要は、太陽光パネル84.96キロワット、パワーコンディショナー9台です。

52ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容はパネル144枚、パワーコンディショナー9台です。売電単価は記載のとおりです。

土地選定理由は、日照時間が長く発電条件がいいいためです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ありません。

議 長 続いて、小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号3番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号3番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第2号4番について事前審査報告を行います。

総会資料61ページを御覧ください。議案第2号4番は、農地の転用を伴う所有権移転の5条の規定による許可申請です。

転用目的、計画とも太陽光発電施設用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定は許可後、完了予定は令和8年3月31日。

施設の概要は、太陽光パネル168枚、パワーコンディショナー10台。

総会資料66ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由は記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、これも記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員 よろしいですか。

議 長 どうぞ。

山崎委員 8番、山崎です。土地の代金が結構値がいいので、大体マックスで150万円ぐらいで買わないと、太陽光採算合わないって前に業者が言っていたのですけれども、これで大丈夫なのでしょうか。

議 長 審査会のときに、これちょっと聞いたよな。

事務局 はい。

山崎委員 聞いたのですか。

議 長 聞いたのは聞いたのだけれども、何かモデル的に高く買ったみたいだぞ。

事務局 今までの中部電力エリアに加え、新たに東京電力エリアへも進出していきたいとい

うことで、今回はP R等も含めての金額と聞いております。

山崎委員 ご祝儀相場ですか。

議長 そんなようなことだ。次は、この値段で買うとは限らないのだ。

山崎委員 これでは合わないよね、150万以上では合わないと言っていたと思います。分かりました。

議長 ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号4番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号4番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第2号5番について事前審査報告を行います。

資料75ページを御覧ください。転用を伴う所有権移転の農地の第5条申請です。

本計画地は第1種農地となります。第1種農地は、原則許可することができない農地となります。第1種農地の不許可の例外規定の事例となり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可できる農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅用地への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和7年11月1日、完了予定、令和8年6月30日。

施設の概要は、専用住宅1棟、建築面積、資金計画は記載のとおりです。

78ページの事業計画書を御覧ください。土砂の外部からの搬入及び内部からの搬出はなく、敷地内での整地のみです。専用住宅木造2階建て、建築面積、延べ床面積は記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、防災計画、周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者、耕作者への説明状況は記載のとおりです。

他法令進捗状況につきましては、一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号5番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号5番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号6番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

森田委員 9番、森田です。議案第2号6番について、事前審査報告をします。

85ページですが、転用を伴う所有権移転の申請です。農地法第5条の規定による許可申請です。

専用住宅用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅用地への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和7年11月10日、完了予定は令和8年3月31日。

施設の概要は、専用住宅1棟、面積は記載のとおりです。

譲受人と譲渡人の関係は第三者です。

計画施設内容、土地選定理由、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の河村委員。

河村委員 問題ありません。

議長 続いて、塩澤委員。

塩澤委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号6番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号6番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第2号7番について、事前審査報告を行います。

転用を伴う所有権移転の申請です。

転用の目的は、専用住宅用地への転用です。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定、令和8年7月25日です。

施設の概要は、専用住宅1棟です。

96ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由、その他用排水計画、隣接農地の耕作者への説明状況等、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認して、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 これ約3年前に1番の農業委員の大久保さんと現地確認をしたところなので、全てこの区画が農転の範囲に入っているのかと思ったら、ここだけ残っていたのはちょっと気がつきませんでした。問題はないと思いますけれども、あのような形で農地として残すことはできるのだなという確認というか、勉強になりました。

議長 あれはわざと残したのだよな。

事務局 連たんです。

議長 だから、テクニックあるのですよ、やっぱりプロはもうけるの上手だから、農地法の隙間を狙って。

続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号7番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号7番は、許可相当とすることに決定しました。

◎議案第3号

議長　日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局　議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてでございます。

【議案第3号について説明】

事務局　以上1件でございます。

議長　事務局の説明が終わりました。

議案第3号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員　6番、武藤です。議案第3号1番について、事前審査報告を行います。

総会資料101ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請でございます。

この案件は、専用住宅と車庫用地として、令和6年11月29日付で農地法第5条の許可を受けたものです。

変更内容につきましては、3の建設計画は木造住宅2階建てを木造住宅平家建てに変更するとともに、車庫の建設を取りやめるものでございます。

変更後の計画、理由につきましては記載のとおりです。

その他、詳細な内容についても記載のとおりでございます。

また、計画変更に伴う他法令の変更手続につきましては、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施したところ、書類等に不備がなく、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上で事前審査結果報告を終わります。

議長　事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員　問題ありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

こういう場合も現地調査行くのか。

渡邊委員 行きます。山崎委員の近くですので。

議 長 変更の場合は行かないのかと思った。分かりました。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号1番について、承認相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号1番は、承認相当とすることに決定しました。

それでは、ここでちょっと休憩したいと思います。

事務局 3時10分まで休憩としたいと思います。

(午後2時59分)

議 長 それでは、再開いたします。

(午後3時10分)

◎議案第4号

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

【議案第4号について説明】

事務局 以上3件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第4号1番、2番については、関連がありますので一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第4号1番、4号2番については、関連がありますので一括して事前審査報告を行います。

農地法第5条の規定による許可処分の取消願でございます。総会資料111ページ、112ページを併せて御覧ください。この案件は、一体事業として令和7年2月27日付で所有権移転による太陽光発電施設用地として農地法第5条の規定による許可を受けたものでございます。

取消し理由は、記載のとおりとなっておりますが、本申請地は埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法に基づく必要な諸手続を進めておりましたが、協議の回答結果を待たずに、よく確認をしないまま本発掘調査は不要なものとして誤った判断をしてしまい、事業計画を進めていましたが、本発掘調査が必要であることが発覚し、事業の継続は困難となってしまったことから、許可を取り消していただきたいとのことです。

事前審査会において現地を確認したところ、工事は未着手で農地のままであり、申請書類等に不備はなく、問題ないと審査したことを報告します。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ないと思います。

議長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ないと思います。

議長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号1番、2番について、取消し相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第4号1番、2番は取消し相当とすることに決定しました。

次に、議案第4号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第4号3番について、事前審査報告を行います。

農地法第5条の規定による許可処分の取消願でございます。総会資料117ページを御覧ください。この案件は、令和7年2月27日付で所有権移転による太陽光発電施設用地として農地法第5条の規定による許可を受けたものでございます。

取消し理由は、前議案である土地と同一地権者で、前議案のほうの事業が断念となり、土地契約当初から同時進行、同時決済の条件で契約を行っていたため、こちらも事業を断念することとなりましたとのことです。

事前審査会において現地を確認したところ、工事は未着手で農地のままであり、申請書類等に不備はなく、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号3番について、取消し相当と決定することに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

議長 举手全員でございます。

議案第4号3番は取消し相当とすることに決定しました。

◎諮問第1号

議長 日程第7、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。

本計画案に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

事務局 以上11件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、举手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

議長 举手全員でございます。

諮問第1号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎報告事項

議長　日程第8、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局　議案書の23ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局　以上2件でございます。

議長　この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、報告第2号 農地等使用貸借権解約通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局　議案書の24ページをお願いいたします。報告第2号 農地等使用貸借権解約通知についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局　以上2件でございます。

議長　この案件につきましても、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局　議案書の25ページをお願いいたします。報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

農地法第5条の許可が6件となっております。

以上でございます。

議長　この案件につきましても、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、第1小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第1小委員会、森田委員長より報告をお願いします。

森田委員　9番、森田です。第1小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年10月3日、第1小委員会において、工事完了報告4件、転用事実確認証明願2件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきま

しても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和 7 年第10回農業委員会総会を終了いたしました。

どうもお疲れさまでした。

(午後 3 時 26 分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年10月15日

議長 篠田道雄

署名委員 10番 伊藤英

署名委員 1番 大久保優